

安全・安心まちづくり小委員会報告(骨子)(案)概要 ~安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策~

第1章

「安全・安心まちづくりビジョン」(中間とりまとめ H21.6)に示された政策展開の基本的考え方

- リスク情報の活用と連携によるまちづくり**
行政、地域、企業・住民がリスク情報を踏まえて危機意識をもち、それぞれが対応策をもって、連携して取り組むべき
- 多様な手法の組合わせによるまちづくり**
公共施設整備とあわせ、土地の使い方の工夫や地域力による対応など多様な手法を組み合わせ、長期的視点ももって取り組むことが重要

第2章

安全・安心まちづくりの実現に向けた枠組みの構築 ~「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成・活用~

現状と課題

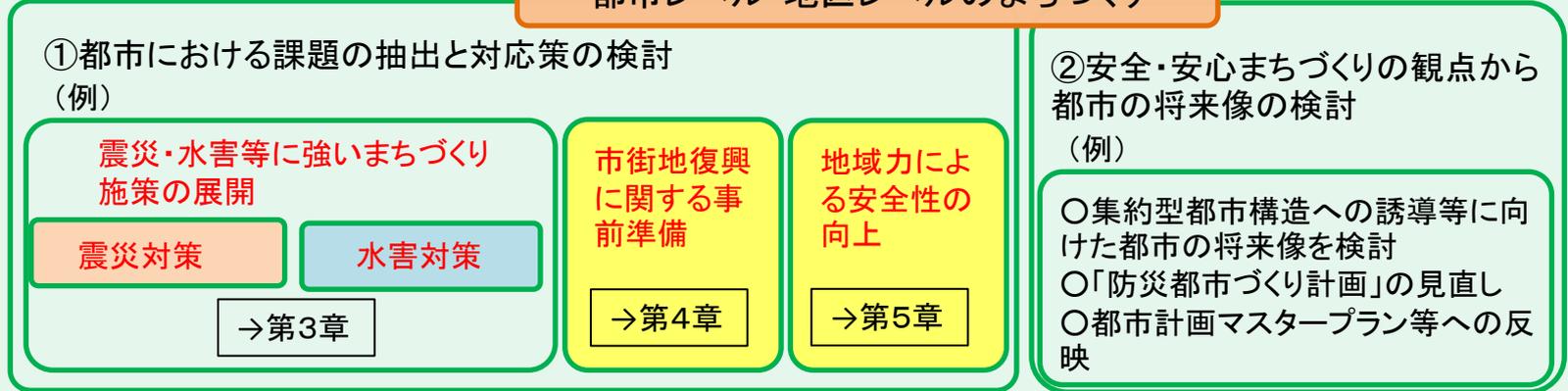
- 未知の断層による地震や集中豪雨の頻発等ハザードの増大による都市の災害リスクの高まりの懸念。
- 財政的状況も厳しさを増し、今後、公共施設整備のみによって、都市の災害リスクの高まりに対応することは困難。
- 都市の脆弱性を低下させるようなハード・ソフト両面にわたる多様な手法により、総合的な観点から安全・安心なまちづくりの実現に向けた取組みを進めることが重要。
- 災害リスク情報は、住民の防災意識の啓発や避難対策に活用されているが、まちづくりにおける対策には十分に活用されていない。



- ・都市に関する情報(人口、建物、都市計画など)と関連付けながら災害リスク情報(震災、水害など)を整備
- ・「**防災まちづくり情報マップ(仮称)**」としてそれらを重ね合わせ分析した結果を可視化
- ・行政、地域、企業・住民で共有、活用

リスク情報の活用と連携によるまちづくり

都市レベル・地区レベルのまちづくり



多様な手法の組合わせによるまちづくり

【防災まちづくり情報マップ(仮称)】等を活用した個別課題ごとの推進方策】

震災・水害等に強いまちづくり施策の展開

第3章

■震災対策

○都市防火区画の整備

- ・地区ごとの災害危険度を把握しながら都市の安全性の将来像を描き、都市計画道路や都市公園等の避難地、避難路、延焼遮断帯の優先度をつけて取組んでいくことが重要。
- ・下水処理場の防災拠点化等、既存ストックの有効活用が重要。
- ・整備目標や整備計画を策定する際には「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を活用し、総合的な観点から施設整備を推進することが有効。

○骨格となる道路等の整備

- ・緊急輸送道路や一次避難路の沿道建物の倒壊による道路閉塞の危険性等については、沿道における計画的な対策等の推進が重要。
- ・「防災都市づくり計画」に避難路に係る建物倒壊に伴う閉塞対策、下水道の耐震化について盛り込むための指針等を国が整備。

○密集市街地対策等

- ・延焼危険性とあわせ、細街路の系統・連続性、沿道建物の倒壊確率等から地区内閉塞の危険性の情報も踏まえて重点的推進を図っていく必要。その際、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成、検討が有効。
- ・空き地・空き家を地域の再編、再構築のために活用することも有効。
- ・歴史的な景観等を有する市街地等において、歴史的な景観等を損なわない範囲で周辺の建物の不燃化を目指すなど、多様な手法により地区全体の安全性を向上。

○大規模盛土造成地対策

- ・宅地ハザードマップの公表等の促進により防災意識の向上を図るとともに、指針等の整備により事業の実施における住民等の円滑な合意形成を支援。

○活断層対策等

- ・科学的根拠に基づき判明した活断層により地盤が変異する可能性が高い地域等では、直上での建物の構造や配置に配慮する等により、被害を回避・軽減。

「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成・分析により複数の災害対策の相互間で不整合が生じないよう事前に検証

市街地復興に関する事前準備

第4章

- ・災害が発生した場合を想定して対応の段取りや役割分担、被災状況等に応じた復興方針等について事前に検討しておくことが有効。
- ・国は事前準備の考え方や取組み事例を整理した「市街地復興に関する復興準備計画(仮称)」策定のためのガイドラインを作成し、普及・啓発を行っていくことが必要。

地域力による安全性の向上

第5章

- ・地域力を活かした多様な取組みを促進するため、災害対応力の維持・強化のための人材確保に向けた工夫、きめ細かなリスク情報の共有と都市空間の改善に資する活動への展開、地域の分野横断的活動に対応した行政の体制づくり等の環境整備が重要。
- ・国は取組みの促進に資する参考事例や対応方策のアイデア等を提示することで、地域主体の取組みを促進。

■水害対策

○市街地における浸水を防止する対策

- ・貯留浸透機能の向上のため、開発許可制度における雨水貯留浸透施設の的確な運用や貯留浸透対策の意義の周知、普及啓発を図る必要。
- ・農地等の保水・遊水機能の活用・保全のため地方公共団体の関係部局間で認識を共有化し、効果的な土地利用のコントロールを行っていくことが望まれる。

○市街地における浸水から生命・財産の安全を確保する対策

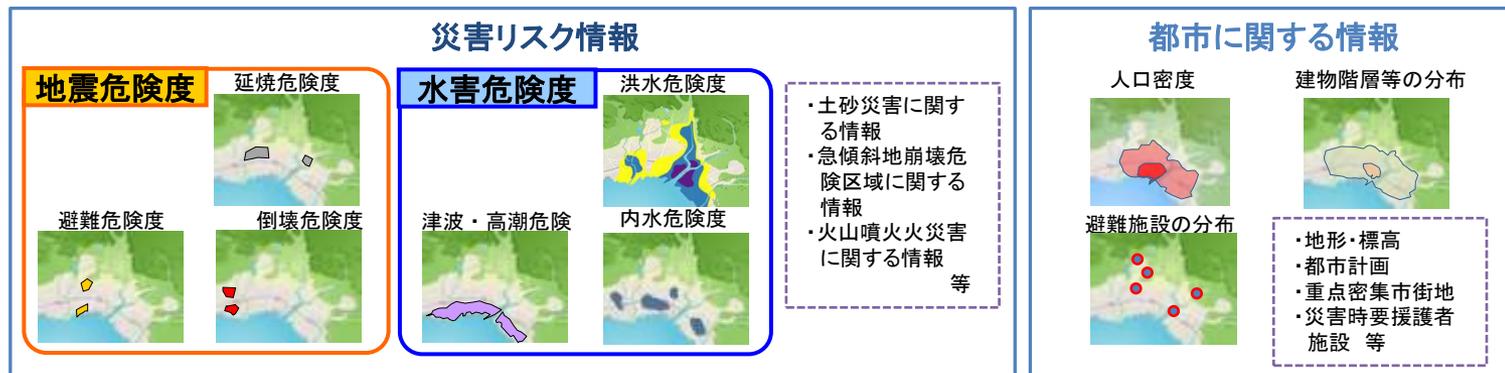
- ・災害時の防災拠点について、敷地かさ上げ、建物の高床化、建物内の電気設備等を高所に配置する等の建物の耐水化等による対策が重要。
- ・建物等の耐水化を図るため災害危険区域の指定や助成措置を検討する際、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成により、説得力の高い情報を整備していくことが重要。
- ・浸水被害を受けやすい地域での宅地等の利用を回避するため、新たに市街化区域への編入を検討する場合において、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られる情報を参照することが考えられる。
- ・「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の活用により、安全な避難行動を阻害する浸水リスクを回避することを想定。

○浸水に係る災害リスク情報の活用及び効果的な周知

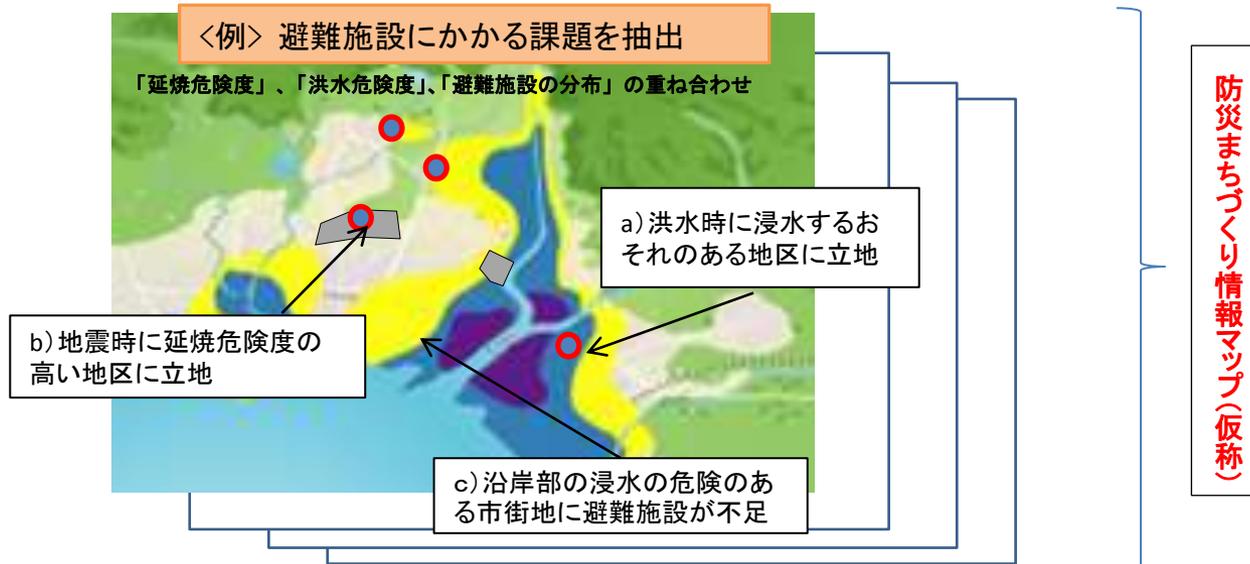
- ・まちづくりの観点から、さらに利用しやすい形式や内容での提供を進めていくことが考えられる。
- ・「防災まちづくり情報マップ(仮称)」が作成された際には、行政内部だけでなく地域社会で広く共有し、自助・共助の取組みにつなげていくことが重要。

～「防災まちづくり情報マップ（仮称）」のイメージ～

◆基本となる情報の収集・整理



◆情報の重ね合わせと都市問題点の抽出



◆防災まちづくり情報マップ（仮称）の活用イメージ

① 抽出された課題への対応
→(上記a)の対策例) 避難施設の耐水化(止水板の設置、地盤の嵩上げなど)

② 安心・安全な都市づくりの観点から都市の将来像の検討

<参考>安全・安心まちづくり小委員会報告(骨子)(案)中の国における新たな取組み等に係る事項

該当箇所		国における新たな取組み等に係る事項	
第2章 安全・安心まちづくり の実現に向けた枠組み の構築	①「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の概要と作成の意義	・都市における災害リスク情報は、まちづくりを進める上での重要な情報の一つでもあることから、都市計画基礎調査における調査項目の一つとして位置づけられることが望ましい。	
	②「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の具体的な活用イメージ	・「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られた知見を(中略)「防災都市づくり計画」に反映させることが考えられるが、(中略)国においては、地方公共団体が「防災都市づくり計画」の改訂を円滑に進めるための指針等を整備する必要。 ・「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られた知見については、(中略)都市計画マスタープラン等に反映させることが考えられるほか、都市計画や地域防災計画に安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のための方策として必要な都市施設や市街地開発事業、開発を抑制すべき地域等を位置づけていくことが考えられる。	
	③「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成・活用に係る課題	・多くの地方公共団体が「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成や活用に向けた取組みがなされるよう、国において今後、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成方法を示した指針の策定や具体的な活用方法を示した事例集等を整備することが必要。 ・国において、災害リスク情報の構成要素に係る仕様・規格など、そのGISデータとしての作成方法の標準化を進めることが求められる。	
第3章 震災・水害等に 対応したまちづ くり施策の展開	震災対策	①都市防火区画の整備	・国において、延焼危険度や建物密度等の地区特性に応じた施設整備のあり方等について検討し、地方公共団体が策定する「防災都市づくり計画」にこれらの新たな方針が盛り込まれるよう指針等を整備することが必要。
		②骨格となる道路等の整備	・「防災都市づくり計画」に沿道建物等の耐震対策を盛り込むとともに、地域と行政とで道路閉塞の危険性について情報を共有することが重要。そのため、地方公共団体が策定する「防災都市づくり計画」にこれらの対策が盛り込まれるよう、国は指針等を整備。
		③密集市街地対策等	延焼危険性とあわせ、細街路の系統・連続性、幅員及び沿道建物の倒壊確率等に基づく地区内閉塞の危険性の情報も踏まえて、密集市街地対策の重点的推進を図っていく必要がある。これらの密集市街地対策について、「防災都市づくり計画」に盛り込まれるよう、国は指針等を整備する必要。
		④大規模盛土造成地対策	・地方公共団体において大規模盛土造成地に係る調査を実施する際に活用されているガイドラインを国においてさらに充実させること、(中略)合意形成のための指針等の整備により宅地耐震化推進事業の実施における住民等の円滑な合意形成を支援。
	水害対策	①市街地における浸水を防止する対策	・今後も開発許可制度における雨水貯留浸透施設の確な運用等による現行制度の活用を進めることが必要であるとともに(中略)地方公共団体の判断で浸水被害が想定されるエリア内での開発については、原因者負担をより明確化できるような新たな措置を確保することが考えられないか検討する必要。 ・災害危険区域の指定は、私権を制限するものであり、(中略)「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成等により、説得力の高い情報を整備していくことが重要。
		②市街地における浸水からの生命・財産の安全を確保する対策	・都市計画法に基づく区域区分を変更し、市街地区域への編入を検討する場合等において、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られる浸水リスクの有無やその程度に関する情報を基礎情報として参照することが考えられる。 ・浸水に備えた避難所・避難経路の選定・周知において、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の活用により、安全な避難行動を阻害する浸水リスクを回避することが考えられる。
総合的な災害対策の考え方		・対策実施上の不整合を回避するためには、検討の対象となる災害リスクとともに想定される複数の災害リスク情報を対象とする「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を作成・分析することにより、事前の検証を行うことが可能。	
第4章 市街地復興に関する事前準備		・国は事前準備の考え方や取組み事例等を整理した「市街地復興に関する復興準備計画(仮称)」策定のためのガイドラインを作成し、全国の地方公共団体に普及・啓発。	
第5章 地域力による安全性の向上		・国は参考となる全国各地の取組みの事例や対応方策のアイデア等を収集、整理し、発信することで、地域主体の取組みを促進することが期待される。	